

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担 当 山崎有子

電 話 0283-27-1165

※ ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

2. 事業所の概要

(1) 事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人 常盤福社会 居宅介護支援事業所 万葉
所在地	栃木県佐野市堀米町1336-1
介護保険事業所番号	佐野市指定 第0970400719 号
サービス提供地域	佐野市・足利市・栃木市及び生活拠点を上記地域に移した被保険者の所属保険地域

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制（令和6年4月1日現在）

	常勤	業務内容
管理者 主任介護支援専門員	1名 (兼務)	管理 居宅介護支援等に関わる業務
主任 介護支援専門員	1名以上 (兼務)	居宅介護支援等に関わる業務
介護支援専門員	3名以上	居宅介護支援等に関わる業務

(3) 営業時間

月～金	午前 8時30分～午後 5時30分
-----	-------------------

※土・日曜日および8月13から8月15日・12月30日から1月3日までは休業としますが、利用者様の状況によってはこの限りではありません。

営業時間については依頼があれば、早朝・夜間などの時間外対応も行います。

365日、24時間の対応を可能にする為、電話により24時間常に連絡が可能な体勢を確保します。緊急時については、下記までご連絡ください。

管理者・山崎有子

090-3803-0540

3. 当事業所が提供するサービスとその内容

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

〈サービスの内容〉

① 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家族を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、利用者に対してサービスの選択を求めます。

③ 介護支援専門員は利用者及びその家族の置かれた状況などを考慮して利用者に対して提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保健給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更し

ます。

④ 介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保健施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ 質の高いケアマネジメントの推進

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおけるサービスの利用割合・同一事業所によって提供されたものの割合を公表・説明をいたします。

〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

4. 居宅介護支援の利用料及びその費用

① 基本料金 (1か月につき)

取扱い件数区分	要介護区分	
	要介護1・2	要介護3～5
(i) 介護支援専門員1人に当たりの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10,860円	居宅介護支援費Ⅰ 14,110円
(ii) " 45人以上の場合において、45人以上60人未満の部分	居宅介護支援費Ⅰ 5,440円	居宅介護支援費Ⅰ 7,040円
(iii) " 45人以上の場合において、60人以上の部分	居宅介護支援費Ⅰ 3,260円	居宅介護支援費Ⅰ 4,220円
i) 介護支援専門員1人に当たりの利用者の数が50人未満の場合	居宅介護支援費Ⅱ 10,860円	居宅介護支援費Ⅱ 14,110円

※居宅介護支援費Ⅱについてはケアプランデータ連携システムの活用及び事務員を配置された場合に算定

※当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

※特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。

※45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

② 山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者

対して、通常の事業の実施地域を超えて、サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算します。

※別に厚生労働大臣が定める地域

○次のいずれかに該当する地域

ア. 特定農山村法（旧田沼町、旧葛生町）

イ. 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律

（上作原、秋山）

ウ. 山村振興法（野上、飛駒、氷室）

③ 加算要件

	加 算	加算額	算 定 回 数 等																	
要介護度による区分なし	初回加算	3,000円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合																	
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円/月	利用者が病院等に入院した日のうちに提供方法問わず病院に必要な情報を介護支援専門員が提供した場合																	
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円/月	病院等へ入院した日の翌日又は翌々日に提供方法問わず病院へ必要な情報を介護支援専門員が提供した場合																	
	退 院・退 所 加 算		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>連携1回</td> <td>¥4500</td> </tr> <tr> <td>連携2回</td> <td>¥6000</td> </tr> <tr> <td>連携3回</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>連携1回</td> <td>¥6000</td> </tr> <tr> <td>連携2回</td> <td>¥7500</td> </tr> <tr> <td>連携3回</td> <td>¥9000</td> </tr> </table>		無	連携1回	¥4500	連携2回	¥6000	連携3回	×		有	連携1回	¥6000	連携2回	¥7500	連携3回	¥9000	退院等に当たって病院職員から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中三回を限度・初回加算との同時算定不可）カンファレンス参加によって要件が異なる。 退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの
			無																	
		連携1回	¥4500																	
		連携2回	¥6000																	
連携3回		×																		
		有																		
連携1回	¥6000																			
連携2回	¥7500																			
連携3回	¥9000																			
通院時情報連携加算	500円	医療機関において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書（ケアプラン）に記録した場合（月に1回を限度）																		
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合																		

特定事業所加算（Ⅰ）	5,190円	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従の主任介護支援専門員2名以上 ・常勤専従の介護支援専門員3名以上 ・中重度割合が40%以上 ・法定研修の受け入れなど人材育成への協力体制・質の高いマネジメントを実施できる体制を整える等一定の要件を満たしている場合
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従の主任介護支援専門員1名以上 ・常勤専従の介護支援専門員3名以上 ・法定研修の実習受け入れなどの人材育成への協力体制・質の高いマネジメントを実施できる体制を整える等一定の要件を満たしている場合
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従の主任介護専門員1名以上 ・常勤専従の介護支援専門員2名以上 ・法定研修の実習受け入れなどの人材育成への協力体制・質の高いマネジメントを実施できる体制を整える等一定の要件を満たしている場合
特定事業所加算（A）	1,140円	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤1名以上、非常勤1名以上（非常勤は他事業所との兼務可） ・法廷研修・実習受け入れなど一定の条件を満たしている場合
特定事業所医療介護連携加算	1,250円	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを習得し、かつ退院・退所加算の算定に係わる医療連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルマネジメント加算を年間5回以上算定した場合
ターミナルマネジメント加算	4,000円	末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者に対し、24時間連絡かつ必要に応じた指定居宅介護支援を行う事が出来る体制を整備した上で利用者・家族の同意を得、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、適切な支援を実施し、また把握し記録をした情報を主治医やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合

※ 主治医及び医療機関との連携・連絡について（入退院時連携加算）

入院時には本人または家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員名を医療機関にお伝えください。また退院・転院時にも速やかに担当介護支援専門員にその旨をお伝えください。

※特定事業所加算1～Aに通して、必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス

（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している事。

※ターミナルケアマネジメント加算算定において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行うこと。

※看取り期におけるサービス利用前の相談・調整に係る評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったが、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合。モニタリングやサービス担当者

会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同様に扱うことが適当と認めされたケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定が可能。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援または非該当（自立）と認定された場合

・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

① 利用者がある能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行いません。

② 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行なうとともに、公正な援助を行いません。

③ 関係区市町村、地域の保健医療および福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。

④ 職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に提供しません。退職後も同様の取り扱いとします。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

① 介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。

② 調査（課題把握）の方法については、事業所独自のアセスメント方式を原則とします。

③ 介護支援専門員への研修については内外の研修に参加させております。

事業者・介護支援専門員からの利用者・家族に対するハラスメントや利用者・家族からの介護支援専門員に対するカスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントには管理

者が迅速かつ適切厳正な対応を行います。

④ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

⑤ 虐待の防止について、事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために委員会の開催・指針の整備・従業者に対する研修の実施・担当者を置くなど必要な措置を講じます。

⑥ 身体拘束等について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等は行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7. サービス内容に関する苦情

① 居宅介護支援事業所万葉利用者相談・苦情担当

居宅介護支援事業所万葉の居宅介護支援に関するご相談・苦情およびに居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

「居宅介護支援事業所万葉利用者相談委員会」	担 当	山崎 有子
電話：0283-27-1165	FAX	0283-24-0010
受付時間 午前10時～午後4時（月曜日～金曜日）		

② その他

居宅介護支援事業所 万葉以外に区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。窓口は下記の通りです。

担当 佐野市保健福祉部介護保険課	佐野市高砂町1番地 電話：0283-24-5111（代） 受付時間 午前9時～午後4時
足利市保健福祉部介護保険課	足利市本城三丁目2145番地 電話：0284-20-2222（代） 受付時間 午前9時～午後4時
栃木県国民健康保険団体連合会	宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階 電話：028-643-2220（代） 受付時間 午前9時～午後4時
栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草1-10-6 電話：028-622-0524（代） 受付時間 午前9時～午後4時

8. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (3) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事故発生時における職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを作成し、職員に徹底しま

す。

9. 当事業所の概要

法人名称	社会福祉法人 常盤福社会
代表者	理事長 廣澤 英次
法人所在地	栃木県佐野市堀米町 1 3 3 6 - 1
電話番号	0 2 8 3 - 2 0 - 6 3 3 9
法人設立	平成16年
施設等（種別）	居宅介護支援事業所 万葉（居宅介護支援事業所）

10. 利用者への説明

事業所は利用者に対し本契約を締結するにあたり下記の点について説明し、利用者の理解を得るものとします。

- (1) 居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して利用者が複数の居宅サービス事業所の紹介を受け、その中より自由に選択できる事並びに当核事業所をケアプランに位置付けた理由を求めめる事について。
- (2) 当事業所の居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について。(利用者の求めに応じ提示)
- (3) 個人情報の取り扱いについて。(別紙)

年 月 日

(事業者)

所在地 〒327-0843 栃木県佐野市堀米町1 3 3 6 - 1

名称 居宅介護支援事業所 万葉

説明者 氏名 山崎 有子

私は、当事業所との契約締結において、契約書および本書面により上記の通り事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受け、同意致しました。

(利用者)

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名

本人との続柄